

資料Ⅶ-1

(1) 業務内容

1. 精神薄弱者福祉法第12条より

- ① 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずる。
- ② 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行なうとともに、これに付随して必要な指導を行なう。
- ③ 必要に応じ、巡回して、前項の業務を行なう。

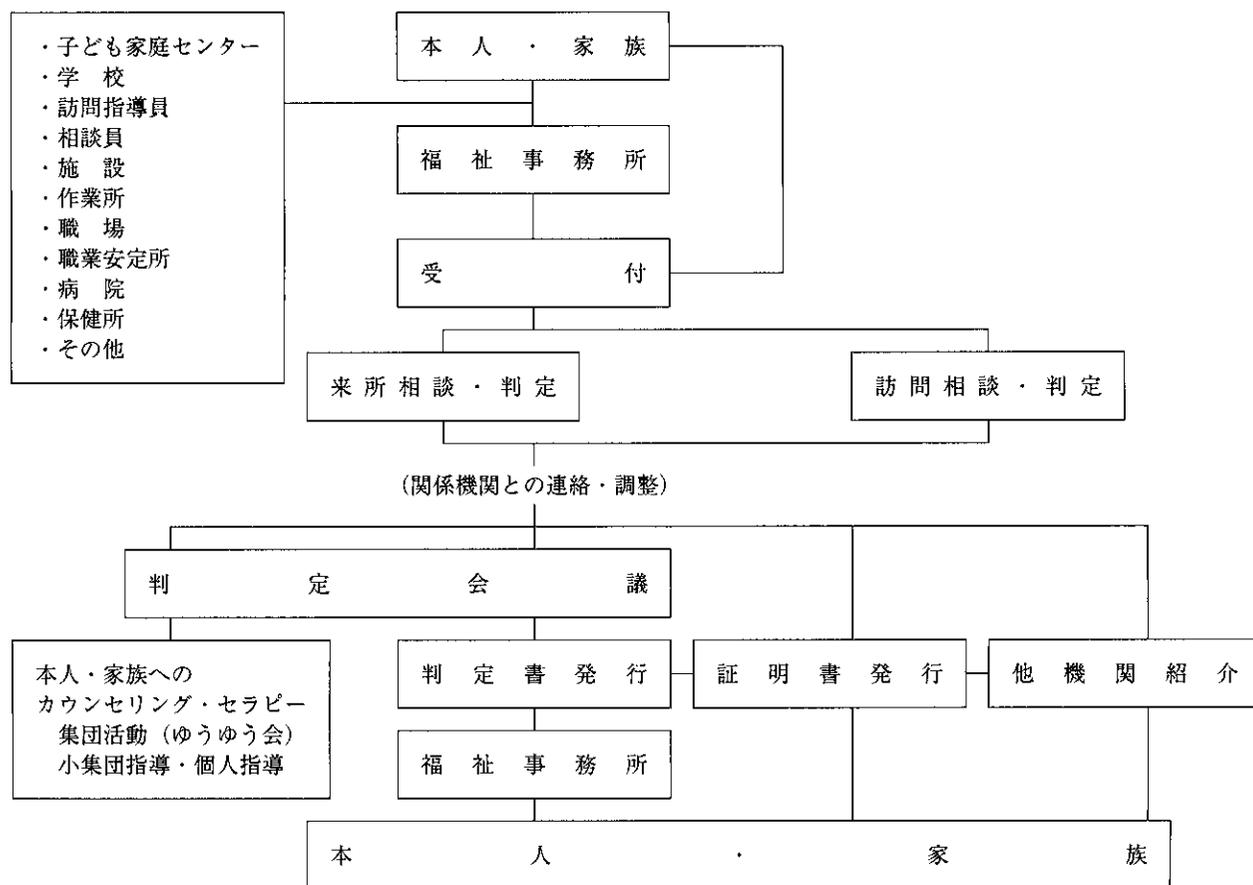
2. 昭和35年更生省社会局長通知より

- ④ 精神薄弱者福祉司に対し技術的指導を行なう。
- ⑤ 福祉事務所及び援護施設等と密接な連絡をとると共に情報の交換を行なう。
- ⑥ 知的障害者援護に必要な統計資料の整備と技術的指針の研究を行なう。
- ⑦ 知的障害者援護事業従事者が参加するケース研究会を企画実施する。

3. 精神薄弱者福祉法施行規則第2条より

- ⑧ 保護者、福祉事務所に対して判定書を交付する。

(2) 相談・判定業務の流れ

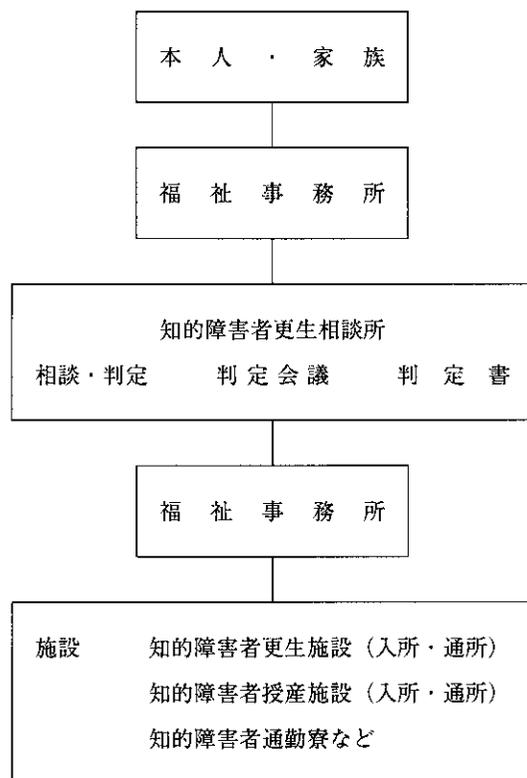


### 3 施設入所判定の現状と課題

知的障害者援護施設には、知的障害者更生施設（入所・通所）、知的障害者授産施設（入所・通所）、知的障害者通勤寮がある。

施設利用にあたっては、利用希望者が福祉事務所に相談に行き、必要な調査の後、心理判定

の必要な事例については知的障害者更生相談所で施設入所判定が実施される。判定には医学的診断、心理学的判定、及び社会診断があり、医師、心理判定員、ケースワーカーの専門職員によって実施されている。



しかしながら、現実の知的障害者の施設利用においては大きな地域格差がみられ、入所にいたる経緯や利用効率はさまざまである。今回の調査でいくつかの施設の訪問調査を行なったが、そこで聴取した問題点として次の5点があげられる。

- ①利用者が施設を選択する際の選択肢が狭い。
- ②特に都市部においては、施設の定員枠が極端に不足している。
- ③入所にいたる経緯で施設利用が適当との判定書が交付されたとしても、実効性は乏しい。
- ④施設利用期間が各施設によっておおむね設定されているものの、多くの施設で長期滞留という現象が生じている。利用効率という視点から問題点が指摘されている。
- ⑤在宅福祉の資源が少ないため、家族の将来不

安が高まり、入所施設へのニーズが高まることとなっている。施設の偏在により、地域福祉のネットワークの形成がスムーズに行かない現状が見られる。

### 結 論

- 1 障害の認定について(1)知的障害の有無 (2)個人のニーズ評価 (3)制度利用認定の3段階に分類した。
- 2 福祉サービスをうけやすくするための療育手帳制度であったが、今いちどそれぞれのサービス内容についての目的を適切かつ明確なものにしていくことが重要ではないかと考えた。
- 3 個人のニーズ評価については(1)社会生活能力 (2)行動面・健康面における介護度 (3)障

害の原因 (4)家庭・地域・教育・職場等の環境への4側面について援助の必要度を「常時複雑な介護や支援が必要」「常時介護や支援が必要」「時々介護や支援が必要」「一時的に介護や支援が必要」といった4段階から総合

的に組み立てることの必要性を報告したが、(3) (4)の内容については今後の更なる研究課題にしたい。

4 施設入所判定については、現状と課題を整理した。詳しくは次年度の研究課題としたい。

---

平成10年度厚生科学研究  
障害保健福祉総合研究事業

## 精神薄弱児・者の障害認定の基準と 入所判定に関する総合研究

主任研究者 岡 田 喜 篤  
(社会福祉法人 北翔会 総合施設長)  
(北星学園大学 教授)

発行日 平成11年 3 月

事務局 社会福祉法人 北翔会  
重症心身障害児施設  
札幌あゆみの園  
〒004-0839 札幌市清田区真栄483番地 3  
TEL 011-881-0201  
FAX 011-882-0104

事務担当者 須 見 武

印刷所 社会福祉法人 北海道リハビリー印刷部  
〒060-1102 北広島市西の里506  
TEL 011-375-2116  
FAX 011-375-2115

---

この報告書は再生紙を使用しております。